

税 理 士 法 人 和
 社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
 一 般 社 団 法 人 和

March, 2018

なごみ便り

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9 MG 大手前ビル 6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-16 明和ビル 4F

Tel 03-6257-3915 Fax 03-6257-3916

www.101dog.co.jp

確定申告も終わり、慌ただしい日々にも一区切りつきました。

今月は、税制大綱で改正された中小企業の生産性向上の為の税制についてまとめました。

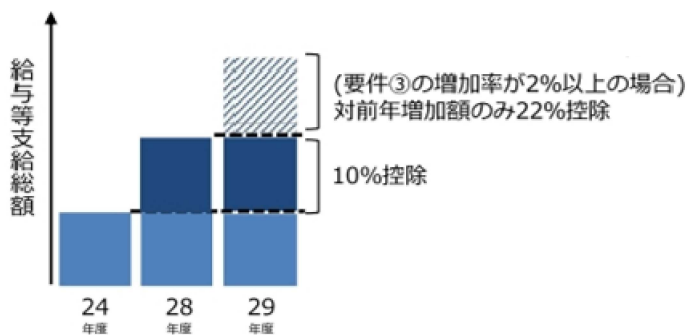
中小企業の賃上げ・生産性向上のための税制

【所得拡大促進税制改正のポイント】

従来の制度より、税額控除率をあげるとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進しています。適用要件も明確になり、計算方法も簡素化され取り組みやすくなっております。また、2.5%以上の思い切った賃上げに加え、人材投資や生産性向上を取り組む中小企業には法人税額の25%も税額控除を受けられるようになっていきます。平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度に適用が可能です。

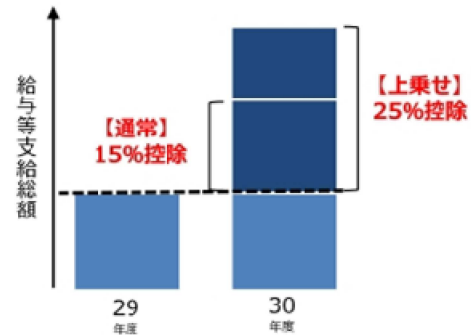
近年の中小企業の賃上げ率は、大企業に比べて低水準であることが判明しています。中小企業は労働生産性が低く、持続的な賃上げを行うためには生産性向上が重要と経済産業省は考えているようです。

現行制度



※法人税額の20%が上限

改正概要



※法人税額の20%が上限

経済産業省のリーフレットより出典 http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2018/pdf/zeiseikaisei.pdf

中小企業向け改正措置

	現行制度	改正概要
適用の要件	給与等支給総額が対基準年度 1(H24年度)比で3%以上増加 給与等支給総額が前年度以上 平均給与等支給額 3が前年度を上回る	給与等支給総額が前年度以上 平均給与等支給総額が前年度比で1.5%以上増加
税額控除	給与等支給総額の基準年度増加額の10~22%	《通常》給与等支給総額の前年度増加額の15% 《上乗せ》一定の要件 2を満たす場合が25%

1 基準年度 平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度

2 上乗せ要件 要件 ①の増加率2.5%以上であり、且つ以下の次のいずれかを満たすこと

教育訓練費が前年度比10%以上増加

その事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がされている

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

3 平均給与等支給総額とは、給与・賞与等支給額（役員分除く）から、継続雇用者（適用年度に入社、前年度に退職・再雇用者は除く）の数を合計した数で除して計算した金額をいいます。

大企業向け改正措置

	現行制度	改正概要
適用の要件	給与等支給総額が対基準年度(H24 年度)比で一定以上増加 給与等支給総額が前年度以上 平均給与等支給額 2%以上	平均給与等支給額 3%以上 国内設備投資額が減価償却費の 9 割以上 人的投資(教育訓練費)を一定以上増加させた企業に対する支援を強化
税額控除	給与等支給総額の H24 年度からの増加額の 10% (法人税額の 10%以上を上限)	給与等支給総額の前年度からの増加額の 15% (法人税額の 20%以上を上限) 人的投資に積極的な企業は 20%

【固定資産税の特例の創設】（それに伴い 28 年度に創設した特例措置については規定を削除されています）

中小企業の生産性革命を実現するための臨時措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置が講じられています。市町村によって対象業種が異なるので中小企業庁 HP をご確認ください。

[以下の要件を満たす設備投資を対象]

- 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資 市町村によって異なります
- 導入により、労働生産性が年平均 3%以上向上する設備投資
- 企業の収益向上に直接つながる設備投資

[対象設備（減価償却資産の種類 最低価格/販売開始時期）]

減価償却資産の種類	最低価格	販売開始時期
機械装置	160 万円以上	10 年以内
測定工具及び検査工具	30 万円以上	5 年以内
器具備品	30 万円以上	6 年以内
建物附属設備	60 万円以上	14 年以内

家屋と一体となって効用を果たすものを除く、全て中古資産でないこと

[特例措置]

固定資産税の課税標準を 3 年間 0～1/2（市町村の条例で定める割合）に軽減

上記特例に合わせて、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を重点支援することで、国と市町村が一体となって、生産性向上を強力に後押ししています。

今後、厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図ることが必要とされています。

(文責：谷村、大倉)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、次月のなごみ便りに掲載いたしますので是非挑戦してみてください！

Q. 黒い犬と白い犬がいます。おとなしくて全然吠えない犬はどちらでしょう？

先月の Q. オスの蛙は勇ましくグワッグワツと鳴いて、メスの蛙はケロケロとキレイに鳴きます。では、子どもの蛙は何と鳴く？

先月の答え. 蛙の子どもはおたまじゃくしなので「鳴かない」